

消食基第612号  
令和7年10月24日

食品衛生基準審議会  
会長 曾根 智史 殿

内閣総理大臣 高市 早苗  
( 公印省略 )

諮詢書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

1. グルコン酸亜鉛の規格基準の改正について
2. 亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸カリウム及びピロ亜硫酸ナトリウムの規格基準の改正について